

戦後強制抑留者の皆さまへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受付が、10月25日(月)から始まりました。

対象者

戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。

受付期間

平成22年10月25日～

平成24年3月31日

当基金から請求書類をお送りいたします。まだお手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

申請・問い合わせ先

(独)平和祈念事業特別基金
事業部給付金担当

0570(0)59(2)04
(ナビダイヤル)

※IP電話、PHSからは
03(60860)2748

受付時間

平日午前9時～午後6時

(土日祝日はご利用いただけません)

お知らせ

町営住宅入居待機者申込受付

町営住宅への入居待機者の申し込みの臨時受付を次の日程により行います。

今回の申し込みは平成23年1月から平成23年3月までの間に退居住戸へ入居できる、入居待機者となるための申し込みになります。

申込受付期間

11月29日(月)～12月10日(金)

説明会(抽選会)

日時 12月16日(木)

午後1時30分～

場所 役場第3会議室

抽選により、入居待機順位を決定します。

申し込み・問い合わせ先

建設課都市計画係(内線75)

申込資格

- ・町内に居住、または勤務地を有する方(3カ月以上)
- ・現に同居している方、または3カ月以内に同居する親族がいる方
- ・現に住宅に困っていることが明らかなる方
- ・収入が一定の額以下の方
- ・町税等の滞納がない方

※収入額の算定については、扶養人数により変動します。詳しい内容については、お問い合わせください。

募集住宅

団地名	建設年度	構造	規模	家賃(円)
桜ヶ丘団地	H13～H14	耐二	2LDKY	22,500～ 33,700
	H5～H14	耐二	3LDKY	21,300～ 37,700

※LDK…居間兼食事室兼調理場 Y…浴室 (浴槽・風呂釜付)

税務署からのお知らせ

相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いの変更について

遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分の各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。お手数ですが、税務署でお手続き(更正の請求または確定申告)をしていただきますようお願いいたします。

この取り扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。また、佐久税務署にお問い合わせください。

※平成22年12月末で、還付できる期限を迎えるもの(平成17年分)もありますので、お早目のお手続きをお願いします。

※相続税や贈与税の課税対象となり、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460

日本脳炎定期予防接種について

この予防接種については平成17年5月以降、積極的な勧奨を差し控えていたことが、この度、第1期の3回が完了していないお子さんについては残りの回数を第1期または第2期の年齢で定期接種として受けることが可能になりました。22年度についての接種は次表のとおりです。

接種を希望する方は予診票を発行しますので、保健福祉課健康推進係まで、**母子手帳**を持参してお越しください。

※従来使用していたマウス脳由来日本脳炎ワクチンで、過去に1期の接種をしたことのある方も、現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンで1期の残りの回数や2期の接種を行うことができます。

※町内医療機関への予約方法は保健予防事業実施計画表をご覧ください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

(表1)

年 齢	対 応	
平成19年4月2日以降生まれ	積極的勧奨に該当。標準的接種期間に接種をお勧めします。	
平成19年4月1日以前生まれ	7歳6カ月未満(第1期)	第1期の3回が完了していないお子さんについては残りの回数を第1期または第2期の年齢になれば定期接種として受けることが可能です。
	7歳6カ月以上9歳未満	第2期の年齢になれば定期接種として受けることができます。
	9歳以上13歳未満(第2期)	第1期の3回が完了していないお子さんについては残りの回数を第2期の年齢で定期接種として受けることが可能です。

(表2)日本脳炎の接種回数・時期について

回 数	標準的な接種期間	対象年齢
1期初回: 2回(6~28日までの間隔で)	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	6カ月~7歳6カ月未満
1期追加: 1回(1期初回終後、おおむね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	
2期:	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	9歳以上~13歳未満

参加者募集 第1回町民スキー教室

御代田町体育協会スキー部では、次のとおり町民スキー教室を開催します。小学生以上の町民の方でしたら、どなたでも参加できますので、誘い合わせてご参加ください。

期 日

平成23年1月16日(日)

場 所

スキーガーデンパラダ

集 合

午前8時30分

北パラダセンターハウス

定 員

小学生以上の町内在住者

30名

参加費(リフト代・講習料込み)

小学生 4,000円

中学生以上 5,000円

申込方法

申込書に必要事項を記入の上、総務課内堀までお申し込みください。

申込締切

平成23年1月7日(金)

申し込み・問い合わせ

総務課 内堀(内線26)

平成23年度 児童クラブ児募集

平成23年度児童クラブ児の募集を次のとおり行います。

申込期間

12月1日(水)~12月15日(水) 午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く)

※申込期間外の提出は、原則受け付けません。

申込方法

町民課ごとも係、平和台児童館・東原児童館・大林児童館の各児童館に11月25日(木)から申込書を用意します。期間中に、町民課ごとも係まで提出してください。

定 員 各児童館 50名

※募集児童数を超える申し込みがあった場合は、希望された児童クラブ以外のごとろに加入していただくことがあります。

※申込資格などの詳しい内容は御代田町ホームページや広報11月号に掲載しております。また、広報11月号では、「12月1日から申込書を用意します。」とお伝えしましたが、11月25日に訂正させていただきます。

問い合わせ先

町民課ごとも係(内線74)